

第1章 年金

【解答】

問題 1

問 1

2)

1)は個人バランスシートの説明である。3)の内容の表はFP3級の試験上、存在しない。

問 2

3)

損益計算書とは、会社の経営成績の状況をあらわした表のことであるので、ファイナンシャル・プランナーが顧客のライフプランニングを行う際には関係ないものである。

問 3

1)

現在の基本生活費が350万円であり、変動率が1%なので、2年後の基本生活費は、 $350 \text{万円} \times (1+0.01) \times (1+0.01) = 357.035 \text{万円}$ となる。万円未満を四捨五入し、最終的な解答をもとめると357万円となる。

問 4

1)

3年後の収入合計が700万円、支出合計が1,595万円なので、年間収支は、収入合計700万円－支出合計1,595万円＝▲895万円となる。

問 5

3)

1年後の金融資産残高は、現在の金融資産残高に(1+変動率)を乗じ、そこに1年目の年間収支を加算することによってもとめられる。式にすると、 $1,230 \text{ 万円} \times (1+0.01) + (700 \text{ 万円} - 570 \text{ 万円}) = 1,372.3 \text{ 万円}$ となる。万円未満を四捨五入し、最終的な解答をもとめると1,372万円となる。

問 6

3)

フラット 35 における繰上返済の手数料は無料である。

問題 2

問 1

2)

この制度を利用することによって、被保険者は通常の加入時とほぼ同じ内容の給付を受けることができる。ただし、保険料は会社負担分がなくなるので、全額自己負担となる。

問 2

3)

国民健康保険の医療費の自己負担割合も健康保険同様、原則 3 割負担である。

問 3

2)

被扶養者となるには、被扶養者の年収が 130 万円未満であり、かつ、被保険者の年収の 1/2 未満でなければならない。

問 4

1)

公的介護保険の被保険者は、65 歳以上の人第 1 号被保険者、40 歳以降 65 歳未満の人が第 2 号被保険者となる。第 2 号被保険者は、老化に起因するものによって要介護者または要支援者となった場合のみ給付を受けることができ、費用のうち原則 1 割が自己負担となる。

問題 3

問 1

2)

特別支給の老齢厚生年金は、老齢厚生年金の支給開始年齢が 65 歳に引き上げられたことによる経過措置である。男性は 1961 年 4 月 1 日までに生まれた人、女性は 1966 年 4 月 1 日までに生まれた人が、厚生年金の加入期間等の要件を満たすことで受給できる。

問 2

3)

学生納付特例制度において、保険料を追納しなければ、受給資格期間には反映されるが、老齢基礎年金の額には反映されなくなる。

問 3

2)

保険料を納付していた期間(予定も含む)は、厚生年金保険 6 月 + 国民年金納付 352 月 + 国民年金納付予定 46 月 = 404 月である。また、保険料の全額免除期間は、2009 年 3 月までの期間の場合、免除期間に 1/3 を乗じて計算する。以上より 2) の計算式が正解となる。

問 4

1)

付加年金は、月額 400 円の付加保険料を納めることによって、200 円に付加保険料を納付した期間の月数を乗じて得た額が老齢基礎年金に加算されるというものである。